

ネットとうほく 2016 (検) 第1号-5

平成30年7月23日

宮城県加美郡加美町町屋敷二番42-1

今野花店葬儀社本店・小野田店 御 中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

当団体からの平成30年3月19日付照会について、同年4月1日付ご回答をいただきありがとうございました。

貴社からのこれまでの回答を拝見し、下記の点について要請させていただきたいと思います。

下記要請について、貴社においてご対応いただけるか否かについて、文書にてご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

【要請事項】

- ① 貴社が提供する、利用者が掛金を納めることによって利用者死亡の際に貴社の葬儀施行を受けることができるとする事業について「共済」を名乗らないこと
- ② 適切な解約返戻金の条項を設け、解約した者に対する解約返戻金の支払いを行うこと

【理由】

①について

- 1 共済とは、相互扶助を目的とした非営利事業であり、一定の不測の損害が生じた場合に一定の給付を受けることができる保険類似の保障ないし補償制度です。
- 2 貴社の提供する、利用者が掛金を納めることによって利用者死亡の際に貴社の葬儀施行を受けることができるとする事業は単に利用者が死亡しただけでは何らの給付を受けることができず、貴社との間で葬儀施行契約が締結された場合に、葬儀費用の割引ないしは葬儀の施行という形で給付が受けられるものです。

よって、貴社の事業の実体は、貴社に葬儀施行を依頼することを前提とした葬儀費用の事前積立て、及び事前に積み立てることを条件とする葬儀費用の割引制度にほかならず、一般に言うところの共済とは異なります。

- 3 また、共済事業は上記の通り、非営利事業であるため、決算を行った上で運用上に発生した余剰金を割戻金として被共済者へ分配することとなりますが、貴社の事業において、規約等に割戻金分配の定めは確認できず、実際に割戻金の分配はなされていないように見受けられます。

割戻金の分配がなされていないのであれば、保険業の基本原則である収支相等の原則が守られているとは言えず、この点においても貴社の事業は一般に言うところの共済とは異なります。

- 4 さらに貴社からの平成29年10月13日付回答によれば、貴社は既に平成27年3月26日付で特定保険業の廃止がされており、契約者数を減少させているとのことですが、保険業を行う法的根拠がないにも拘わらず、「共済」を名乗って新規加入者を募ることは適当でないと考えられます。

②について

- 1 「①について」で申し上げた通り、貴社の事業の実体は、貴社に葬儀施行を依頼することを前提とした葬儀費用の事前積立て、及び事前に積み立てることを条件とする葬儀費用の割引ないし葬儀施行制度であると考えられます。
そのため、契約の解除によって、貴社による葬儀施行が行われなかった場合、原則として入会金及び掛金名目で葬儀施行のために積み立てられている金員は返還される必要があると考えられます。

2 消費者契約法9条1号は、解除に伴う損害賠償の額を予定する条項について、平均的な損害の額を超える部分につき無効と定め、同法10条においては、消費者の利益を一方的に害する条項は無効と定めていますので、解約に伴って一切返金を行わない、ないしは「平均的な損害」の額を超える金額を手数料として差し引く場合は消費者契約法9条1号ないし同法10条に反するおそれがあります。

以 上